

令和6年石狩市教育委員会会議（12月定例会）会議録

令和6年12月25日（水）

開 会 13時30分

市役所本庁舎 第2委員会室

○委員の出欠状況

委 員 氏 名	出席	欠席	備 考
教育長 佐々木隆哉	○		
委 員 松尾拓也	○		教育長職務代理
委 員 根本壽夫	○		
委 員 坪田清美	○		
委 員 鈴木里美	○		

○会議出席者

役 職 名	氏 名
学校教育部長	中西章司
社会教育部長	伊藤学志
学校教育部次長（学習指導担当）	澤口敏之
総務企画課長	笠井剛
学校教育課長	森本栄樹
教育支援課長	山本健太
学校給食センター長	高石康弘
厚田学校教育課長	吉田卓己
社会教育課長	斉藤晶
文化財課長	小島工
市民図書館副館長	岩城千恵
総務企画課総務企画担当主査	市川樹一朗
総務企画課総務企画担当主任	賀野晃

○傍聴者0人

議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 議案審議

議案第 1 号 石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について

議案第 2 号 石狩市立学校通学区域規則の一部改正について

議案第 3 号 招致外国青年就業規則及び石狩市教育委員会表彰規則の一部改正について

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告事項

①令和 6 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る同意について

②石狩市学校給食センター運営委員会の答申について

日程第 5 その他

日程第 6 次回定例会の開催日程

開会宣告

(佐々木教育長)

ただいまから、令和 6 年教育委員会会議 12 月の定例会を開会いたします。

日程第 1 会議録署名委員の指名

(佐々木教育長)

日程第 1 会議録署名委員の指名ですが、これは坪田委員にお願いをします。

日程第 2 議案審議

(佐々木教育長)

日程第2 議案審議を議題といたします。

議案第1号 石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について

(佐々木教育長)

議案第1号 石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について、事務局より提案説明をお願いします。

(笠井課長)

私から、議案第1号 石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正についてご説明いたします。議案、会議資料ともに、1ページ目となります。

本案は、令和7年度より厚田学校給食センターを廃止することに伴い、現在同センターに配置されている北海道の栄養教諭1名が、今後減員となることが想定されますことから、これまでと同様の「給食の管理」、「食の指導」にかかる実施体制を確保するため、栄養教諭免許保持者を市の会計年度任用職員として雇用できるよう、所要の改正を行うものであります。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(佐々木教育長)

ただいま、提案説明のありました議案第1号につきまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

(坪田委員)

改正後の括弧付きのところで、管理栄養士または栄養士となっておりますが、どちらでも良いということなのでしょうか。

(高石センター長)

栄養教諭という教職員の免状が三種類あり、専修免許状というのが大学院修士課程相当、一種免許状が大学卒業程度、二種免許状が短大卒業程度となります。給食センターで雇用する場合、専修免許状または一種免許状を想定しており、そこに相当する管理栄養士または栄養士としての免許につきましては教職員の免状とは別になりますが、専修免許状では管理栄養士免許が必要となり、一種免許状では管理栄養士養成課程を修了している者、または栄養士免許を持っている

者という要件となりますので、場合によっては栄養士ということもあり得ると
いう制度上のものとなります。以上です。

（佐々木教育長）

補足させていただきます。

以前から、石狩市では保健指導にあたるため、保健師と一緒に管理栄養士を雇
っており、給食センターでも教員免許を持っていない栄養士を雇っていますが、
今回は教員免許も持っている方を雇いたいので、このような表現になりました。

（坪田委員）

今まで栄養教諭はいなかったのですか。

（佐々木教育長）

北海道教育委員会が任用している栄養教諭はいます。

今回、厚田センターが無くなることでその方が任用されなくなる、と予想され
ることから、教員免許を持っている方を配置できるようにしておくという主旨
です。

（中西部長）

給料が高くあるべき人の項目を作ったと考えていただければと思います。今
までの給料表の位置づけよりも高い水準で雇える人を、新たに増員したという
ことです。

（坪田委員）

現在の方は、道から派遣されているのですか。

（中西部長）

栄養教諭も教員ですので、道職員ということになります。今回は、市費で雇え
るように項目を設置したということです。道へ加配のお願いはしていますが、加
配されなかった際、市費でも雇えるように整えたということです。

（松尾委員）

今までの管理栄養士資格だけを持っている方と違い、教員免許も持っている
方のため、扱いを少し上にして出す、という理解でよろしいですか。

加配で職員が配置される場合と、今回のような会計年度任用職員として雇用
する場合、雇用形態が違うと思いますが、問題はありませんか。

（高石センター長）

現在の加配制度では北海道の教職員という扱いですが、今後は場合によっては市費で雇う会計年度任用職員となりますので、勤務体系や就労に関わる福利厚生関係などは制度上違うものとなります。

（松尾委員）

かなり違いますよね。このかたちで、現在の原因による食の指導の後退を防ぐことができるか、ということになりますよね。

（高石センター長）

会計年度任用職員を1名雇用することのみで、食育等の後退を防げるとは認識しておりません。

石狩市全体の食の指導、給食を作ることや管理を含め、既存の栄養教諭、市の正職員栄養士、先ほどご説明させていただきました管理栄養士、このフルメンバーをチームとして活用しながら、後退しないように取り組みたいと考えております。

（松尾委員）

わかりました。ありがとうございます。

（佐々木教育長）

他にありませんか。

【意見・質問なし】

（佐々木教育長）

ご意見等がないようですので、議案第1号について、原案通り可決ということで、よろしいでしょうか。

【異議なし】

（佐々木教育長）

ご異議なしと認め、議案第1号について、原案通り可決しました。

議案第2号 石狩市立学校通学区域規則の一部改正について

(佐々木教育長)

次に、議案第2号 石狩市立学校通学区域規則の一部改正について、事務局より提案説明をお願いします。

(笠井課長)

私から、議案第2号 石狩市立学校通学区域規則の一部改正について、ご説明いたします。議案、会議資料ともに、2ページ目となります。

本案は、令和8年開校予定の「石狩市立浜益学園」の名称について、令和6年第4回市議会定例会において、「石狩市立学校設置条例の一部を改正する条例案」が可決されたことに伴い、本規則に規定する「(仮称) 石狩市立浜益小中学校」を「石狩市立浜益学園」に改正しようとするものであります。

なお、本規則の施行日は、開校予定日である令和8年4月1日からとしております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(佐々木教育長)

ただいま、提案説明のありました議案第2号につきまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

(松尾委員)

校章や校歌のスケジュールは、今後どのような過程を経ていきますか。

(笠井課長)

この度の校名決定を受け、校章につきましては浜益中学校の生徒が中心となり作成、年明け3月中の完成を目指して作業を進めております。

校歌について、現在の浜益小学校の校歌の作曲を手掛けていただいた先生が、浜益小学校に勤務されておりますので、作詞、作曲を含め、来年9月を目標に作成を依頼、承諾を得ているところであります。

(松尾委員)

わかりました。

(佐々木教育長)

校章、校歌の決定手続きは、どのようなものですか。

(笠井課長)

部会での決定と記憶しておりますが、確認いたします。

(佐々木教育長)

今後スケジュールなど、情報提供をお願いします。

(笠井課長)

わかりました。

(佐々木教育長)

他にありませんか。

【意見・質問なし】

(佐々木教育長)

ご意見等がないようですので、議案第2号について、原案通り可決ということで、よろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、議案第2号について、原案通り可決しました。

議案第3号 招致外国青年就業規則及び石狩市教育委員会表彰規則の一部改正について

(佐々木教育長)

次に、議案第3号 招致外国青年就業規則及び石狩市教育委員会表彰規則の一部改正について、事務局より提案説明をお願いします。

(笠井課長)

私から、議案第3号 招致外国青年就業規則及び石狩市教育委員会表彰規則の一部改正について、ご説明いたします。議案は3ページ、会議資料は3ページと4ページになります。

本案は、令和4年6月17日に公布されました「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法

律」が、令和7年6月1日から施行されることに伴い、懲役及び禁錮が廃止となり、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、これらの文言を使用している教育委員会の規則2件について、一括して所要の改正を行うものであります。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(佐々木教育長)

ただいま、提案説明のありました議案第3号につきまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

(松尾委員)

教育委員会の表彰規則については、当該箇所のみでいいと思いますが、招致外国青年就業規則に関して、外国の方なので、我が国の禁固刑に類する母国での刑罰に関して言及する必要があると思いますが、いかがですか。

今回は刑法の改正による招致外国青年就業規則の改正と伺い、理解はしておりますが、母国で法に触れるようなことがあった際のルールをある程度定める必要があるのか、この条文を読み替えて適応することとなるのか、そこまで読み取れないため、確認のために質問させていただきました。

(笠井課長)

はい。招致外国青年就業規則につきまして、本市ではALTが対象となり、基本的には北海道で人選を行い、その時点で母国でのことを調べていると考えておりますが、この規則では、本市で受け入れた後の処遇について規定しているものです。規則上の日本国憲法、その他日本の法令またはこの就業規則に違反した場合というところでこれらが規定されております。

(松尾委員)

北海道で人選しているので、本市ではそこまで考えなくていい、という話ではないと思いますが。

(佐々木教育長)

他の免職や懲戒というのは、どのようなものがありますか。

(笠井課長)

当該規則中の免職規程では、応募書類に虚偽の記載があった場合、という文言が入っております。先ほど説明させていただきました、北海道の人選という部分で、北海道はJETプログラムと組んで人選にあたっており、JETプログラムに登

録される英語指導助手につきましては、過去の禁固や刑罰といったところを記載することを義務付けております。

(松尾委員)

そこでチェックはできているということですね。わかりました。

(佐々木教育長)

他にありませんか。

【意見・質問なし】

(佐々木教育長)

ご意見等がないようですので、議案第3号について、原案通り可決ということで、よろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、議案第3号について、原案通り可決しました。
以上で、日程第2 議案審議を終了します。

日程第3 教育長報告

(佐々木教育長)

次に、日程第3 教育長報告を議題とします。

12月定例会での教育長報告につきましては、お配りしております資料をご覧くださいまして、報告に代えさせていただきたいと思います。ご質問等ございませんか。

(根本委員)

11月29日のふらっと展示会について、様子を教えてください。

(山本課長)

日ごろの活動の様子を写真におさめたものの展示ブースとカードゲームや射的ゲームができるブースを設け、通級生が展示物の説明をしたり、ゲームの司会進行をすることで、来場者との交流を行いました。

今回は非常に多くの方に来ていただきまして、盛況のうちに終わり、通級生たちも疲れてはいましたが、達成感を得たものと思っております。

(根本委員)

通級生全員が参加したということではないですね。

(山本課長)

全員ではないですが、スタッフ側として参加した通級生と当日見学に来た通級生もいました。

(根本委員)

わかりました。ありがとうございます。

(佐々木教育長)

他にございませんか。

(鈴木委員)

11月17日の石狩管内教育連絡調整会議はどのようなことをされましたか。

(佐々木教育長)

石狩教育局が招集し、教育長会と校長会、教頭会、石狩教育センター組合と石狩教育研究会という団体が集まり、メインテーマとしては、令和7年度の石狩管内の教育の重点をどのような内容にするか、話し合いました。局からの原案としては、執筆能力の育成という意味での授業改革、一人ひとりへの確実な指導、ICTの活用、学校の組織マネジメントでは教職員を育てる組織を作る、子どもを育てる組織を作る、3つ目として持続可能な教育体制について、コミュニティスクールの活動の活性化といったことが出てきて、かなり活発に議論し、修正箇所も出てきましたので、それらを踏まえ、年明けに正式に決めていこうといった話し合いになりました。

合意ができれば、内容について石狩教育局だけではなく、決定に携わった団体すべてが共通で目指すべき目標という扱いになります。

(鈴木委員)

ありがとうございます。内容について、今後教えていただくことはできますか。

(佐々木教育長)

正式決定しましたら、教育委員会にも報告いたします。

(鈴木委員)

ありがとうございます。

(佐々木教育長)

他にございませんか。

(松尾委員)

11月23日の令和6年度北海道札幌市公立学校教員採用に関する協議会というのは、北海道と札幌市教育委員会で、どのくらい採用するかを調整したということですか。

(佐々木教育長)

これは調整というより、北海道と札幌市が「今年度はこういう方法で教員採用を行いました」「来年度はこのようにするつもりです」という説明を、教員養成にあたっている大学、教育長会、校長会、PTAの代表などに説明をする場です。

今は、教員の採用に苦戦していますので、大学3年生に試験を受けてもらい、合格したら4年生で受ける一次試験を免除する、ということ始めており、昨年は大学3年生の12月に試験を行いましたが、今後はさらに前倒し、6月にやりたいと思っているとのこと。しかし、大学からは「大学3年生の6月であればまだ教えるべきことが教えきれていないので、その段階で試験をやる意味があるのか」とかという批判的な意見も出ていました。

大学3年生の6月に前倒しして試験を行うというのは、他の業種で6月に就職活動が始まるため、遅れをとらないという狙いからですが、どのあたりに着手点を見出すかということが難しそうだかと、議論を聞いて感じました。

(松尾委員)

北海道と札幌市で採用に関するプロセスや手法には大きな違いはありますか。

(佐々木教育長)

ほぼ同じで、倍率は札幌の方が高いです。

(松尾委員)

わかりました。ありがとうございます。

(佐々木教育長)

他にございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長)

ご質問等がないようですので、教育長報告について、了承ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、教育長報告については了承いただきました。以上で日程第3 教育長報告を終了いたします。

日程第4 報告事項

(佐々木教育長)

次に、日程第4 報告事項を議題とします。報告事項①令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る同意について、事務局から説明をお願いします。

(澤口次長)

報告事項①について、私からご説明いたします。会議資料5ページをご覧ください。

道教委より公表を予定している令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」に市町村結果を掲載し、公表したいと本市へ照会がありました。6ページが同意書となります。公表に関する道教委の考え方は7、8ページに、公表の基本フォーマット例につきましては9ページに記載の通りです。A4サイズ1枚に、全国平均を50とした時のT得点のレーダーチャートや結果の要因分析などをまとめた資料となります。

なお、令和6年度の石狩市における全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果報告につきましては、教育委員会会議3月定例会において、より詳細な資料にまとめて報告させていただく予定です。私からは以上です。

(佐々木教育長)

ただいま、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問等ありませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長)

ご質問等がないようですので、報告事項①を了解ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、報告事項①を了解しました。

次に、報告事項②石狩市学校給食センター運営委員会の答申について、事務局から説明をお願いします。

(高石センター長)

私から、石狩市学校給食センター運営委員会の答申について、ご説明いたします。資料は 11 から 12 ページとなります。

本答申は、12 月 9 日に開催しました令和 6 年度第 5 回石狩市学校給食センター運営委員会にて、当日いただいた学校給食費の適正な水準にかかる答申となります。抜粋しご説明いたします。

物価上昇の治まる気配がない状況において、令和 5 年度の答申に基づく学校給食費の適正な水準では、今後安定した栄養充足率の確保等が難しい状況となります。学校給食の果たすべき役割について、多角的な視点から審議を行った結果、保護者の経済的負担を考慮しつつ、安全で栄養価の充足を見据えた本来の保護者負担額であるべき学校給食費は、次にお示しする単価が適正な水準であるものと判断いたします。

適正な水準は、小学校 1、2 年生が 324 円、3、4 年生が 333 円、5、6 年生が 341 円、中学生が 418 円、また、付帯意見として国の交付金の活用等、引き続き保護者の経済的負担を考慮すること、給食単価の改定等にかかる保護者への周知は十分な期間をもって丁寧に行うこと、施行は令和 7 年 4 月 1 日以降が望ましいなどいただきました。以上抜粋ですが、答申の内容となります。

続きまして、運営委員会の審議の様子となりますが、審議 1 回目は 9 月 19 日に行われ、諮問の後、資料の説明及び確認、また栄養教諭による調理現場の献立

や食材使用の工夫等の説明を行いました。

意見等としては、「給食は生きた教材」食べることで学ぶこともたくさんある中で、その質が下がっていくことは教育の面でもあってはならない、値上げすることは、むしろ応援に繋がるのではないかと感じているなど、いただきました。

審議2回目は11月18日に、先の教育委員会会議にてご報告いたしました資料等を基に審議が行われました。

意見等としては、多くの意見が適正な献立や食材使用等を考えると、当該資料の参考ページ⑥、または⑤が良い、という立場でしたが、その上で主食であるお米の回数調整によりコスト削減を考えられないか、パンの種類や他の食材との調整を組み合わせながらコスト削減を考えられないか、保護者負担を考えると安易に値上げとは言えない、などいただき引き続き継続審議となりました。

審議第3回目は12月9日に行われ、委員12名中10名の出席であり、意見等としては、多くの意見が保護者負担の軽減は大事ではあるが、子どもには栄養価、バランス、食育等を考慮し、適正なものを食べさせたいという立場で、大多数が当該資料の参考ページ⑥を支持しました。

その後、先ほどご説明しました答申を当日受理いたしました。

今後につきまして、答申に基づき、本来の保護者負担額であるべき学校給食費は答申の適正な水準とした上で、国の動向を踏まえ保護者負担軽減の可能性を、市全体の予算協議の中で模索して参りたいと存じます。

(佐々木教育長)

ただいま、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問等ありませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長)

ご質問等がないようですので、報告事項②を了解ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、報告事項②を了解しました。

以上で、日程第4 報告事項を終了します。

日程第 5 その他

(佐々木教育長)

次に日程第 6 その他を議題といたしますが、教育委員の皆さんから何かございますか。

【発言なし】

(佐々木教育長)

事務局からありませんか。

【案件なし】

(佐々木教育長)

ないようですので、以上で日程第 6 その他を終了します。

日程第 7 次回定例会の開催日程

(佐々木教育長)

次回定例会については、1 月 28 日の火曜日、午後 1 時 30 分からの開催を予定しております。よろしくお願い申し上げます。

閉会宣言

(佐々木教育長)

以上で、12 月定例会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和 6 年教育委員会会議 12 月定例会を閉会いたします。

閉会14時17分

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和7年2月5日

教 育 長 佐々木 隆哉

署名委員 坪田 清美